

IASB 公開草案「繰延税金：原資産の回収（IAS 第 12 号の修正案）」に対する意見

平成 22 年 11 月 16 日

日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、法人所得税プロジェクトに対する国際会計基準審議会（IASB）の継続的な努力に敬意を表すとともに、公開草案「繰延税金：原資産の回収（IAS 第 12 号の修正案）」に対するコメントの機会を歓迎する。

我々は、本提案は特定の法域における法制度を前提とした極めて限定的な改訂と理解しているが、このような改訂を反映することが国際的な会計基準としても適切であるとする理由について明確に説明されることが必要であると考えます。以下のとおり、我々は、本改訂について懸念を有する。

質問 1-測定原則の例外

審議会は IAS 第 12 号において繰延税金負債及び資産の測定は企業が当該資産の回収あるいは負債の決済により生ずる税務上の結果を反映するという原則に対する例外を提案している。提案された例外は特定の原資産が公正価値での再測定あるいは再評価されるとき適用される。この例外に同意するか。同意する理由又は同意しない理由は何か。
--

【コメント】

同意しない。

改訂案は、投資不動産等について公正価値モデル又は再評価モデルが適用されているときに、資産が売却以外の方法で回収されるという明確な証拠がないならば、売却によって回収されるという仮定を置くものである。しかし、資産の会計処理に公正価値モデル又は再評価モデルを適用することと、その資産を売却する予定であるということは関連がないと考える。

また、我々は、IAS 第 40 号「投資不動産」は公正価値モデルへの一本化を志向していると理解しており、現行基準が原価モデルの選択肢を認めているのは、公正価値モデルの使用について、作成者及び利用者に経験を積む時間を与えることや不動産市場が未熟な国々に時間的余裕を与えることに配慮したためと理解している（IAS 第 40 号 BC12 項及び B46 項参照）。仮に投資不動産の会計処理が、将来、公正価値モデルに一本化された場合には、本提案によればすべての投資不動産について売却によって回収されるという仮定が置かれることになるが、投資不動産にはオペレーティング・リースを行うために保有する建物等が含まれることに鑑みれば、当該取扱いは妥当ではないものと考えます。

今回の改訂は事実を適切に財務諸表に反映しようとするものではなく、特定の法制度の下での実務上の困難性を救済するために一方的な仮定を置くものであると考えます。現行の

会計基準は原則を定めたものとなっており、これに対して実態と異なる可能性のある仮定を置いて一律に処理を強制するような基準改訂を行うことは、適切ではないと考える。

以 上